最終更新日：2015年7月1日
松田産業株式会社
代表取締役社長 松田 芳明
問合せ先：取締役IR部長　木下　敦視
証券コード：7456

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速に対処し、公正で信頼性の高い経営を実現するために、経営環境の変化に迅速に対応できる経営管理組織体制を構築するとともに、法律、社会規範、倫理等の遵守に力を注ぎ、全役職員を対象に時機を捉えた教育・訓練を実施してコンプライアンス体制の充実を図ります。また、経営の透明度を高めるために積極的な情報開示を行う必要があると考え、適時開示事項はもちろん、それ以外の事項についても適宜プレス発表を実施する他、当社ホームページ上にIR情報の開示によりコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松田芳明	4,552,665	15.74
松田物産株式会社	3,570,649	12.35
松田邦子	2,142,740	7.41
明治安田生命保険相互会社	931,700	3.22
松田和子	773,796	2.67
對馬純子	773,758	2.67
住友生命保険相互会社	665,500	2.30
株式会社みずほ銀行	652,190	2.25
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	479,200	1.65
農林中央金庫	425,920	1.47

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
内山敏彦	公認会計士								△			
熊坂博幸	公認会計士								△			
樋口和男	その他											
中岡利徳	その他											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内山敏彦	○	○	社外取締役の内山敏彦氏は、当社が監査契約を締結している新日本有限責任監査法人の出身者でありますが、すでに退任しており、当社が支払う監査報酬は「多額の監査報酬」には該当致しません。	同氏は、一般株主と利益相反のおそれがない独立性があり、また豊富な知識、経験及び人格面から、総合的に当社の経営体制をチェックできる適性を有すると判断し、独立役員として指定しております。
熊坂博幸	○	○	社外取締役の熊坂博幸氏は、当社が監査契約を締結していたみすず監査法人の出身者でありますが、同監査法人はすでに解散しており、当社が支払った監査報酬も「多額の監査報酬」には該当致しません。	同氏は、一般株主と利益相反のおそれがない独立性があり、また豊富な知識、経験及び人格面から、総合的に当社の経営体制をチェックできる適性を有すると判断し、独立役員として指定しております。
樋口和男	○		該当なし。	樋口和男氏は、永年にわたり地方行政等多分野にわたる経験と高い見識を有しており、この専門的な知識をもって当社の監査・監督に活かしていただきます。

中岡利徳	○		該当なし。	中岡利徳氏は、永年にわたり警察関係における経験と高い知識を有しており、この専門的な知識をもって当社の監査・監督に活かしていただきます。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助するために監査室を設置しています。また、監査室は内部監査業務を兼務しています。監査室の人事異動については監査等委員会の承認が必要であり、監査等委員会の職務の補助に関しては業務執行取締役の指揮命令権は及びません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、監査等委員以外の取締役の職務執行監査を行い、取締役会に出席するほか、内部監査部門である監査室が行う業務監査の指導、助言を行います。内部監査室は内部統制基本方針に従い、その監査計画を監査等委員会に提示し、監査結果については定期的に監査等委員会へ報告いたします。
会計監査人は、その監査計画及び監査結果を選定された監査等委員に定期的に説明し、監査等委員会は必要に応じて適宜会計監査人へのヒアリング、意見交換を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の業績連動は加味しているものの、明確な目標や水準等は設定していません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

(1)取締役および監査役に当期支払った報酬等
　取締役13名　229百万円
　監査役 5名　30百万円
　計　18名　260百万円

(2)使用人兼務取締役に対する使用人給与等相当額
　60百万円(上記(1)には含んでいない)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2015年6月25日の第66回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は月額30百万円以内とし、監査等委員である取締役の報酬限度額は月額5百万円以内と決議いたしました。
それぞれの報酬限度額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会の決議、監査等委員については監査等委員会の協議により決定しております。
なお、役員個々の金額決定に際しては、役位、就任年数、成果などを総合的に勘案しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社の社外取締役全員は監査等委員であり、監査等委員会の補助者である監査室員が事務及び指示された情報収集を担当いたします。監査等委員会の職務の遂行に必要な体制については「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載の通り、当社取締役会決議による「内部統制システムの整備に関する基本方針」に定めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1.取締役会は、全11名の取締役(監査等委員である取締役を除く。)と全4名の監査等委員により構成され、原則毎月1回開催し、法定事項を含めた重要な経営事項の審議・決定ならびに各取締役による業務執行の監督をしています。
2.経営上の重要事項の審議を行う常務会を設置しており、原則毎月1回開催し、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を審議します。
3.監査等委員の監査については、監査等委員会規程に基づき定められた監査実施基準により実施しており、内部監査については内部監査規程に基づき実施しています。
4.取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指名及び報酬については取締役会において決定しています。監査等委員である取締役の指名については監査等委員会の同意のもと取締役会において決定します。また、報酬については監査等委員会の協議により決定します。
5.監査等委員である取締役との間で法令に基づき賠償責任を限定することができる契約を締結しております。

当社は、当社の業務全般を把握し、財務・会計・法律等に関する知見および業務経験から中立・適法な判断のできる4名の監査等委員(うち1名は常勤委員)を選任し、そのうち2名を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。
監査等委員は、取締役会・重要な会議および監査等委員会に出席し、取締役の業務執行状況、コンプライアンスやリスク管理を含む内部統制のシステムの構築、運営状況の監督・監査を行います。
また、監査等委員は、会計監査人と定期的に監査結果の報告を受けるとともに情報・意見の交換を行い、連携強化を図っております。
更に、当社の内部監査部門である監査室が行う各業務執行部門に対する業務監査、並びに内部統制監査については実施状況と問題点の改善状況を聴取し、モニタリング機能の有効性を確認しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会を当社グループの事業に精通した11名の社内取締役と独立性の高い4名の社外取締役監査等委員で構成しています。経営の迅速な意思決定機能と各取締役の業務執行に関する監査・監督機能を強化した取締役会となっております。コーポレート・ガバナンス体制としては、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会の設置により、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化と、より透明性の高い経営の実現を目的としています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の約三週間前に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を、第2四半期、期末の年2回開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社IRホームページにおきまして、以下の情報を掲載しています。 (URL:http://ir.matsuda-sangyo.co.jp/ja/Top.html/) ・決算短信　・決算情報以外の適時開示資料　・有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書　・IR　HANDBOOK　・IRカレンダー　・決算説明会資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部　(取締役IR部長　木下敦視)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステム(ISO14001)の認証を生産本部および環境事業部において取得し、環境保全活動の確実な実行と、環境負荷の低減に取り組んでいます。 また、上記取り組み内容について皆様に知っていただくために、『環境・社会報告書』を発刊し、当社ホームページにも掲載しています。 (http://www.matsuda-sangyo.co.jp/information/report.html)
その他	第2四半期、期末においてIR　HANDBOOKを作成し、株主へ送付するとともに当社IRホームページ上にも掲載しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

以下の通り、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備しています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
1-1.コンプライアンス体制に係る規程を制定し、役職員が法令および定款を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、コンプライアンス担当役員は、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、役職員教育等を行う。これらの活動は定期的に取締役会および監査等委員会に報告される。
1-2.法令違反行為等に関する従業員からの相談または通報の処理の仕組みを定めた「ホットライン制度規程」を制定し、不正行為等の早期発見と是正を図るための内部通報制度を構築している。
1-3.内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会および監査等委員会に報告されるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査等委員会は、「文書管理規程」により、常時、これらの文章等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
3-1.コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、債権管理、商品相場、為替管理等に係るリスクについては、担当部署において、法令および社内規程を遵守し、規則・マニュアル・ガイドラインの作成・配布、教育訓練の実施を通じて、リスク管理の徹底を図る。
3-2.「TRM（トータルリスクマネジメント）委員会規程」を制定し、企業経営に重大な影響を与える様々なリスクの顕在化を未然に防止すると共に、万一緊急事態が発生した場合に迅速かつ的確に対処し、速やかな復旧を図るための組織体制を構築している。全社のリスクに関する総括責任者としてTRM委員長を任命し、全体的リスク管理の進捗状況のレビューを実施する。この結果は取締役会および監査等委員会に報告される。
3-3.情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ管理規程」を設け、すべての役員および従業員に対して、情報セキュリティに関する行動規範を示し、情報セキュリティの確保、維持を図る。
3-4.監査室が各部署毎のリスク管理の状況を監査する。
3-5.法務部が各事業所の実地調査により、環境法令等の遵守状況の確認および遵法性に関する指導を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
4-1.取締役会は、役職員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき各年度の具体的な目標を定める。
4-2.効率的な情報システムを用いた業績管理により、取締役会が定期的にその目標達成のレビューを実施し、業務の改善を促すことで目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。
4-3.情報システムに関しては「情報システム管理規程」において、全体最適化計画、企画、開発、運用、および保守についての基本指針を定め、これらの業務の体系的かつ効果的な遂行を図る。

5. 次に掲げる体制その他の当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、当社が定める「関係会社管理規程」において、関係会社の経営内容を的確に把握するため、業績、財務状況その他重要な事項について必要に応じて関係資料等の報告および提出を求める。
（2）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（2）-1.当社は、当社グループ全体のリスク管理について「TRM（トータルリスクマネジメント）委員会規程」を制定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
（2）-2.当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてTRM（トータルリスクマネジメント）委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。
（3）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「関係会社管理規程」に基づき、業務の円滑化および管理の適正化を図り、当社および関係会社間の情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
（4）子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（4）-1.当社は子会社に、その役員および使用人が「企業倫理規程」「コンプライアンス規程」に基づき、法令および定款を遵守した行動に努める体制を構築している。
（4）-2.当社は子会社に、法令違反行為等に関する従業員からの相談または通報、不正行為等の早期発見と是正を図るため「ホットライン制度規程」を利用する体制を構築している。
（5）その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社の内部監査部門は、子会社の内部監査を実施する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査室は監査等委員会を補助する体制を確保する。

7. 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
7-1.監査室に属する使用人の人事異動・人事評価については、監査等委員会の事前の承認を得るものとする。
7-2.監査室に属する使用人は、監査等委員会から指示を受けた職務を遂行する。

8. 当社および子会社の取締役および使用人の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
8-1.取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。
8-2.子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会に対して、子会社に重大な影響を及ぼす事項等を速やかに報告する。
8-3.報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、「ホットライン制度規程」において体制を整備している。
8-4.ホットラインの担当部門は、当社および子会社の取締役および使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告する。
8-5.当社監査室、法務部は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る

方針に関する事項
監査等委員会が選定した監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人および子会社の役員等とそれぞれ定期的に重要事項等につき意見交換会を開催することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業倫理規程」において「社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、経済的な利益を供与する等反社会的勢力に与する行動はしない」という方針を明確にするとともに、「反社会的勢力に対応するための指針」により、当社が締結する契約書に反社会的勢力を排除する条項を盛り込むことなどの具体的活動指針を定め、方針の徹底を図っています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る社内体制の状況

当社は、投資家および市場参加者に対し、会社情報の適時・適切な開示を実行するために、金融商品取引法をはじめとする法令等および東京証券取引所の有価証券上場規定に基づき、開示が必要な重要情報ならびに投資判断に影響を与えると思われる情報などについて、開示内容により次のような体制をとっております。

1. 決定事実
重要な決定事実については毎月1回開催する定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。
取締役会への付議案件は、株式会社東京証券取引所の適時開示規則（以下、適時開示規則といいます。）に従い、開示の必要性を情報取扱責任者およびIR部・総務部を中心に検討し、開示が必要となる場合には、原則として開示資料を付し取締役会に提出しております。併せて、社内規程である「内部者取引管理規程」に基づき、内部情報管理の徹底を図っております。
開示必要情報が、取締役会において決議され次第、同日中に情報開示を行っております。
取締役会には監査等委員が出席し、さらに、必要に応じて監査室及び会計監査人ならびに弁護士による監査およびアドバイスを受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

2. 発生事実
重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署から、速やかに総務部へ情報が集約されます。その後、適時開示規則に従い、開示の必要性を情報取扱責任者およびIR部・総務部を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行うよう努めております。また、必要に応じて監査室および会計監査人ならびに弁護士による監査およびアドバイスを受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

3. 決算に関する情報
期末および第1、2、3四半期末の決算資料は管理部が作成し、各期末において会計監査人による監査、若しくはレビューを受け取締役会において決算短信発表の承認を受けた後、同日中に情報開示を行っております。

1. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況(平成27年6月30日現在)

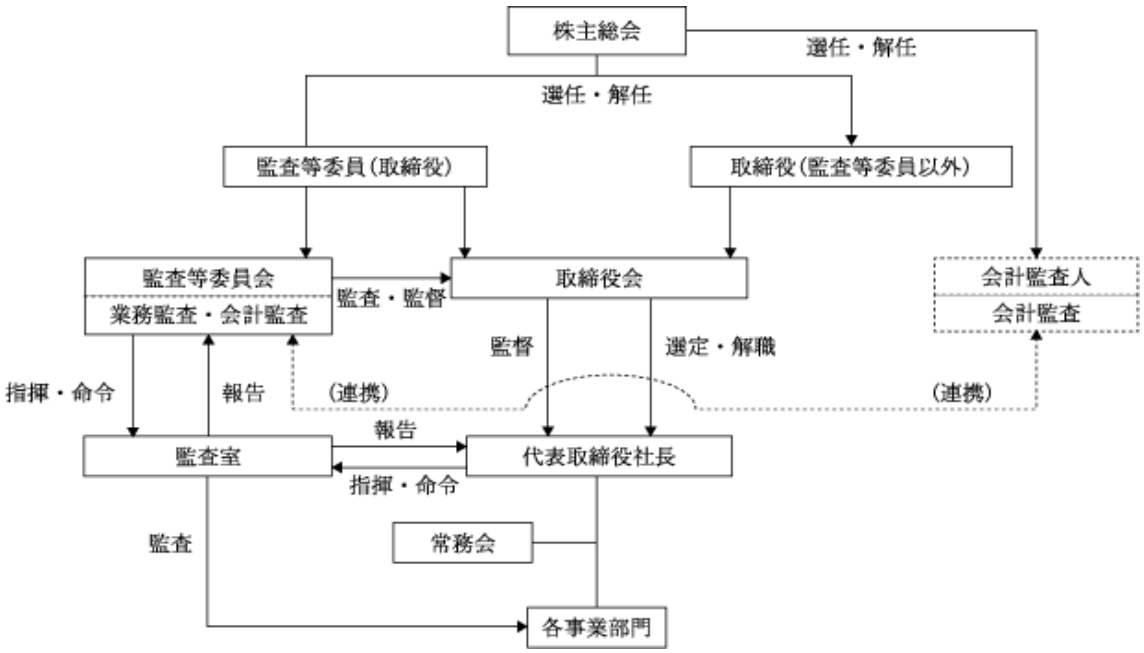

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制の模式図

